

ご存じですか？

子育てに関する制度

◎児童手当

▼対象 12歳に到達後最初の3月31日までの間にある児童（小学校修了前の児童）の養育者

▼手当額 3歳未満は月額1万円、3歳以上の第1子と第2子は月額5千円、第3子以降は月額1万円を支給

◎児童扶養手当

▼対象 父母の離婚などにより、父と生計を同一にしていない児童（18歳に到達後最初の3月31日までの間にある方、または心身に政令で定める程度の障がいがある20歳未満の方）の養育者

▼手当額 4万1千720円（第2子は5千円、第3子以降は3千円ずつ加算）を支給

◎特別児童扶養手当

▼対象 心身に政令で定める程度の障がいがある20歳未満の児童の養育者

▼手当額 重度の障がいがある児童一人につき月額5万750円、中度の障がいがある児童一人につき月額3万3千800円を支給

※児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当について、養育者の所得が一定額以上の場合など、手当が支給されないことや減額される

ことがあります。

◎災害遺児手当

▼対象 災害（交通事故、労働災害を含む）により、小・中学校に在学する児童がいる父母または父母のいずれかが、死亡または重度の障がいの状態になった場合の児童の保護者

▼手当額 児童一人につき月額1万円を支給

※詳しくはお問い合わせください。

▼問い合わせ 子育てG

（☎5634）

日本赤十字社救急法講習会

（基礎）を開催します

▼日時 3月1日（土） 9時30分～14時30分

▼場所 しんた21

▼対象 15歳以上の方

▼内容 傷病者の観察の仕方や一次救命処置（心肺蘇生法、AEDを用いた除細動、気道異物除去）などの基礎講習

▼定員 30人（申込順）

▼参加料 1千500円

▼持ち物 ノート、筆記具、昼食

※全課程終了者には受講証、検定合格者には『赤十字救急法基礎講習修了者認定証』が交付されます。

▼申し込み 2月21日（木）までに電話で日本赤十字社登別市地区事務局（社会福祉G内 ☎1911）

健康相談・診査



申し込み 健康推進グループ  
問い合わせ しんた21内 ☎0100

◎8カ月児健康相談

▼月日 3月26日（水）

※時間は、対象となる家庭に通知します。

▼場所 しんた21

▼対象 平成19年7月生まれのお子さん

▼内容 身体計測、栄養相談、育児相談、遊びの紹介

▼持ち物 母子健康手帳、バスタオル、替えオムツ

◎乳幼児健康相談

▼月日 3月26日（水）

※時間は申込時にお知らせします。

▼場所 しんた21

▼対象 育児相談を希望する方

▼内容 発育・発達・育児などの相談、栄養相談

▼申し込み 事前に電話でお申し込みください

◎4カ月児健康診査

▼月日 3月27日（木）

※時間は、対象となる家庭に通知します。

▼場所 しんた21

◎1歳6カ月児健康診査

▼月日 3月12日（水）

※時間は、対象となる家庭に通知します。

▼場所 しんた21

▼対象 平成18年8月生まれのお子さん

▼内容 診察、歯科検診、身体計測、栄養相談、歯科相談、育児相談

▼持ち物 母子健康手帳、バスタオル、替えオムツ

◎3歳児健康診査

▼月日 3月6日（木）

※時間は、対象となる家庭に通知します。

▼場所 しんた21

▼対象 平成17年2月生まれのお子さん

▼内容 診察、歯科検診、尿検査、身体計測、栄養相談、歯科相談、育児相談

▼持ち物 母子健康手帳、お子さんの歯ブラシ

『申し込み』『問い合わせ』中の『G』は『グループ』の略です